

被扶養者の認定について 共

1 被扶養者制度とは

日本の医療保険制度には、企業等の会社員で構成される健康保険組合や協会けんぽ、公務員等で構成される共済組合、その他の自営業者等が加入する国民健康保険があります。

国民健康保険には被扶養者という概念はなく、全員が被保険者（0歳の赤ちゃんにも保険料が発生します）ですが、健保組合や協会けんぽ、共済組合には被扶養者制度が存在します。被扶養者として認定されると、被扶養者はさまざまな医療給付や健診等を受けることができますが、被扶養者のいる組合員（被保険者）が掛金（保険料）をその分多く支払っているわけではありません（右図）。

また、高齢者医療制度等の制度を維持するため、健保組合、共済組合では拠出金を支払っています。拠出金の額は、被扶養者も含めた、それぞれの組合の構成員の人数・医療費などを基に算出されるため、被扶養者分についても、当共済組合が拠出金の負担をしています。

これら被扶養者の医療費や拠出金等、掛かった費用は、相互扶助という観点から、被扶養者のいない人も含めた組合員全員の掛金と事業主の負担金から成り立っています。

2 共済組合の扶養認定

医療費や各種拠出金の増加など、当共済組合も多くの財政的課題に直面しています。組合員・被扶養者の健康の保持および増進に寄与するためにも、組合財政の健全かつ安定的な運営を図っていかねばなりません。

被扶養者として認定するという事は、家族分の掛金（保険料）をいただくが、当共済組合が医療費等の支給をするということです。その財源は組合員全員に負担していただいている貴重な掛金ですので、被扶養者の認定にあたっては、厳格かつ公平・公正に審査しています。

3 現況調査（認定切替調査）について

毎年、地方公務員等共済組合法施行規程第97条に基づき、被扶養者の現況調査（認定切替調査）を行っていますので、ご理解とご協力をお願いします。対象者については一定の要件および無作為抽出となります。被扶養者のいる組合員全員が対象となるわけではありません。

被扶養者の収入など、状況を把握しておくのは、組合員の責務です。調査の実施にかかわらず、基準を満たさなくなった場合は、速やかに扶養から外す手続きをしてください。

1のとおり、被扶養者が1人増えるごとに共済組合の支出は増え、組合員の掛金の増加につながりかねません。自分だけという気持ちが共済組合の財政を圧迫する要因となる点に十分ご注意ください。

4 夫婦共同扶養調査について

共に収入のある夫婦（配偶者が組合員の被扶養者ではない）で子どもを扶養している場合を、夫婦共同扶養（P7参照）といいます。3の調査と同様、夫婦間の収入比較を調査の主目的として、毎年、源泉徴収票の発行時期に実施しています（夫婦共に当共済組合員の場合や配偶者が育児休業中の場合は調査対象から除く）。

調査の実施にかかわらず、組合員の収入より配偶者の収入の方が1割以上多い場合、または1割未満であっても恒常的に配偶者の収入の方が多い場合は、速やかに子を扶養から外す手続きをしてください。

（共）保険係 200-3467（内線 56332）

（例）給料月額が同じ組合員の場合（月額 35 万円）

●組合員Aには3人の被扶養者がいる

組合員A	配偶者	長男	長女
掛金※（保険料）			
約 19,000 円	0 円	0 円	0 円



被扶養者

●組合員Bには、被扶養者はいない

組合員B	・組合員A・Bの掛金は約 19,000 円で全く同じ
掛金※（保険料）	・被扶養者に掛かる医療費等の費用については、AもBも含めた組合員全員の掛金と事業主の負担金で負担
約 19,000 円	



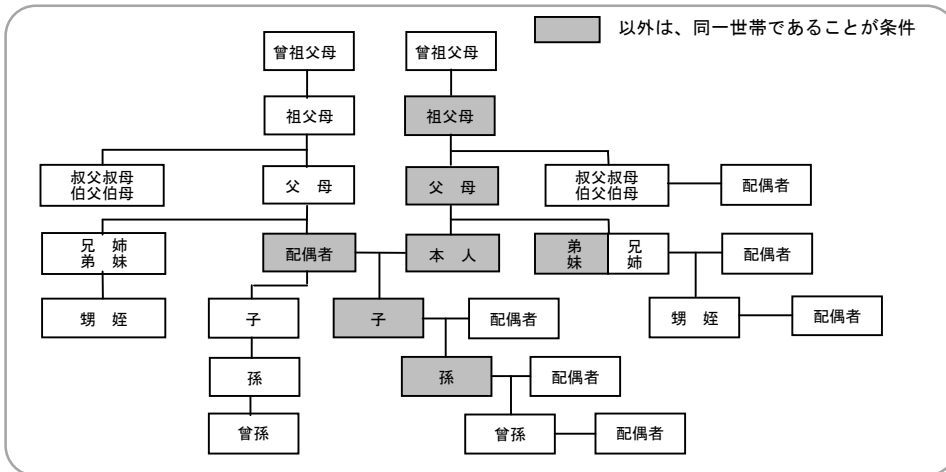
※ この「掛金（保険料）」は、主に医療給付等の短期給付と健診等に関わるものです。給与明細の共済掛金（短期）+（福祉）欄に該当します

5 被扶養者の条件

(1) 被扶養者の範囲

認定可能な被扶養者の範囲は次のとおりです。

- ・ 配偶者（届け出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあり、婚姻届を出せば受理される状態のものを含む。ただし、この場合、住民票に「妻（未届）」「夫（未届）」の記載が必要）
- ・ 実子、養子
- ・ 父母、祖父母、孫、弟妹
- ・ 上記以外の3親等内の親族（同居・同一世帯であることが必要）
- ・ 組合員の内縁の配偶者の父母および子（同居・同一世帯であることが必要）



(2) 認定要件

被扶養者として認定されるためには、次の①および②の要件を満たしていることが前提です。

① 組合員の収入によって、生計を維持されていること

地方公務員等共済組合法第2条第1項第2号により、主としてその組合員の収入によって生計を維持されている必要があります。

なお、「主として組合員の収入によって生計を維持されている」とは、組合員の経済的援助なしでは認定対象者の生活が経済的に成り立たない状態であることを言います。例え、認定対象者が月々の収入要件を満たしていても、高額な資産がある、他の親族からより多くの生活費をもらっている等の場合、主として組合員が生計を維持していると判断できないため、認定できません。

② 収入が限度額内であること（P4）

年収の要件だけでなく、月収の要件を満たしていることも必要です。

- ・ 月収 10万8,000円以下かつ年収 130万円未満
- ・ 日額 3,561円以下

なお、収入限度額についてはP4に詳しく載っていますので、そちらをご覧ください。



①②の要件を満たしていても、社会通念上、扶養関係が認められない場合は認定できません

被扶養者の認定にあたっては、組合員に扶養義務および扶養能力があるのか、他に扶養義務者はいないのか、継続して経済的援助を行っているのか、認定対象者の生計の実態や自活の有無など、扶養に係る社会通念等を総合的に勘案して審査しています。

「収入が130万円未満だから」、「扶養に入れられることが分かったから」等の理由で申請しても無条件で認定されるものではありません。例えば、高額な資産等がある場合、組合員から経済的援助が必要かどうかなどを総合的に勘案して審査します。

! 次のような人は被扶養者として認められません!

・ 18 歳以上 60 歳未満の人で、学生・障害・病気等の事由を有しない人 (配偶者は除く)

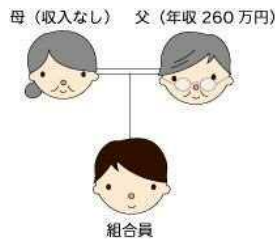
地方公務員等共済組合法運用方針第 2 条関係第一項第二号の四に、上記に該当する人については通常稼働能力があると考えられるため、扶養しなければならない事情を具体的に調査することとなっています。学生である、障害がある、病気療養中であるなど、組合員が扶養しなければならない特段の理由がない限り、被扶養者とは認められません。

子どもが一度就職をしたが退職したため扶養に入れたい、また、アルバイトのため社会保険がなく収入も限度額内であるから、といったケースは基本的には認められません。

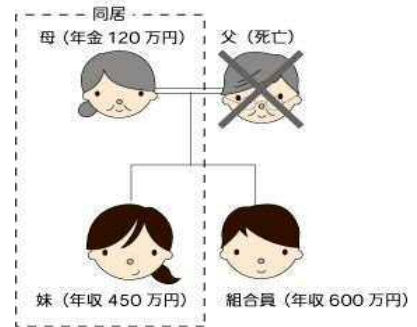
・ 組合員の他に扶養能力を有する先順位の扶養義務者がいる場合

例えば、母親を扶養に入れたい場合、本来母親を扶養すべき人は、①父 (母親から見て配偶者)、②子 (兄弟間の優劣はありません。ただし、同居の子どもと別居の子どもでは、同居の子が優先します。) の順となっていますので、次のような場合は認められません。

例) 母親に扶養能力のある配偶者がいる
⇒配偶者 (組合員からみて父) が主たる扶養者と考えるため認められません。



例) 別居の母が扶養能力のある妹と同居している
⇒同居の妹が主たる扶養者と考えるため認められません。



・ 被扶養者に配偶者がおり、その配偶者との収入合算額が 180 万円以上 260 万円未満の場合 (組合員の配偶者は除く)

例えば、両親を扶養に入れたい場合、両親の収入合算額が年収 180 万円以上 260 万円未満であれば、両親のうち収入の高い方については、当組合の被扶養者とは認められません。



例) 母の年収 90 万円、父の年収 150 万円の場合、それぞれの収入は 180 万円未満、合算して 260 万円未満のため、収入要件は満たしますが (P 4)、父母合わせて 240 万円の収入があるため、1 人分 (=180 万円) 以上の収入がある以上、1 人 (例の場合、父) については認定できません。

・ 組合員以外の方が地方公共団体・国・その他から、対象者に係る扶養手当等を受けている場合

例えば、夫婦ともに収入があり、共同して子どもを扶養する場合、配偶者が勤務先から扶養手当を支給されている場合は、当共済組合の被扶養者とは認められません。

・ 認定対象者に高額な資産等があり、経済的援助が必要ないと判断された人

例えば、配偶者が定年退職し、退職手当金が 2,000 万円支給された場合、退職手当金は扶養の認定要件②の「収入」には含みませんが、定年後に 2,000 万円もの金銭がある人が、組合員の経済的援助なしでは生活が成り立たないとは考えにくく、被扶養者とは認められません。

・ 組合員の他に扶養義務者がいる場合において、社会通念上、組合員が主たる扶養義務者でない場合

例えば、夫婦ともに収入があり、共同して子どもを扶養している場合で、子どもの進学に伴い、配偶者と子どもが、組合員と別居することとなった場合、配偶者より組合員のほうが収入が多くても、社会通念上、子どもと同居している配偶者の方が子どもを扶養している状況であると判断せざるを得ないため、認定できません。

・ 後期高齢者医療の被保険者 (75 歳以上の人)

後期高齢者医療制度に強制加入のため、被扶養者にはなれません。

・ 他の共済組合の組合員、健康保険の被保険者

対象者本人が社会保険の被保険者であるため、被扶養者にはなれません。

なお、法人から労務の対償として報酬を受けている法人の代表者および常勤役員は健康保険の被保険者となるので、被扶養者として認定はできません。

(3) 収入限度額について

認定要件②の収入の限度額は次のとおりです。

なお、**年収の要件だけでなく、月収の要件を満たしていることも必要**です。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 月収 10 万 8,000 円以下かつ年収 130 万円未満 ・ 日額 3,561 円以下 |
|--|

※ 日額については収入が雇用保険法の失業等給付などの場合

※ 障害年金受給者、あるいは 60 歳以上の公的年金受給者は月収 15 万円未満かつ年収 180 万円未満、日額 4,931 円以下

※ 被扶養者に配偶者がいる場合（組合員の配偶者は除く）、その配偶者との収入合算額が年収 260 万円未満（例えば、被扶養者である母に配偶者（父）がいる場合）

※ 賞与等も収入になります。賞与がどの月の収入になるかは、金額に応じて、支給当月の収入にする場合と、次の賞与月まで案分（月数で等分して月収に加算）する場合があります。

(4) 「収入」に含まれるものについて

基本的に「収入」とは、金銭等で得られるものすべてを指します（退職手当金等、一時的なものを除く（注））ので、下表に掲げるようなものは、すべて収入と見なします。

なお、下表に掲げるもの以外についても、収入に含まれるものもあります。判断に迷われる場合は、共済組合保険係までお問い合わせください。

給与収入	パート、アルバイト収入も金額の多少にかかわらず、すべて含みます。ただし、交通費は含みません。賞与（ボーナス）も含みます。
事業・営業収入	自営業等の場合、収入から差し引く経費は、売上原価、人件費（ただし二親等以内の親族以外と確認できるものに限る）、地代および水道光熱費（自宅と事業所の所在地が違う場合に限る）です。 なお、共済組合でいう「収入」は、税法上の「所得」とは異なります。
不動産収入	不動産売買等による一時的な収入は含みませんが、投資目的で日常的に売買している場合は含みます（注）。家賃・地代収入など定期的な収入および礼金、更新料も収入となります。
各種年金	非課税の年金や個人年金等も収入です。 ・ 老齢年金、退職年金等（国民、厚生、共済）の公的年金 ・ 遺族年金、障害年金等（国民、厚生、共済）の非課税の公的年金 ・ 国民年金基金、厚生年金基金、企業年金、互助年金、積立年金（かなえ、そなえ）、個人年金等
雇用保険法に基づく各種給付	失業等給付の基本手当、傷病手当、育児休業給付金等（P6）
国または自治体から支給される手当等	特別障害者手当、重度心身障害者手当、心身障害者手当、特別児童扶養手当、児童扶養手当等 ※ 障害のある方で、障害年金と複数の手当を受給している場合、収入超過となる場合がありますので、対象となる方は確認してください。
その他	利子・配当など継続的に得られる収入や養育費

注) 退職手当金や不動産売買等による一時的な収入は、上記に掲げる認定要件としての「収入」とはみなしませんが、それらの収入があることで、認定対象者が組合員の経済的援助なしでも生活が成り立つと当共済組合が判断した場合、被扶養者とは認定できません（P2、3）。

～年金の種類について～

老齢基礎年金 (国民)

基本的には65歳以上の方が受け取ることができます。

退職年金等 (厚生、共済)

勤務先で年金制度に加入していた場合、60歳以降に受給できる年金です。

生年月日に応じて加算がつく場合があります。

遺族年金、障害年金等 (国民、厚生、共済)

非課税の公的年金ですが、収入とみなします。

国民年金基金、厚生年金基金、企業年金、互助年金、積立年金 (かなえ、そなえ)、個人年金等

互助年金や積立年金 (かなえ、そなえ) などの年金方式で受け取るものについても、収入とみなします。

! 次のような人は被扶養者として認められません

- 例) 妻がパートをしていて月7万円の収入があり、また投資用のマンションを所有していて家賃収入が月額7万円ある場合
⇒すべてを収入に含み、妻の月収が14万になるため、被扶養者とは認められません。
- 例) 実母が夫の遺族年金 (年190万円) を受給している
⇒非課税の年金も収入と見なします。年収180万円以上のため、被扶養者とは認められません。



! 収入要件を超える場合は速やかに手続きを

共済組合の被扶養者として認められるには、前述の収入要件のほか、さまざまな要件があります。すでに認定されている被扶養者の方で、3か月の収入の平均が10万8千円を超える等、扶養の要件を満たさなくなった場合は、速やかに認定取り消しの手続きを行ってください (P9)。

手続きが遅れた場合、たとえ現在は要件を満たしている場合であっても、取り消し日から現在まで、被扶養者として認められない期間が続いていることになり、再度認定を希望する場合、組合員にとって大変不利益です。(扶養手当については考え方が異なります) また、喪失日以後に受診した医療費については返還していただくことになります。

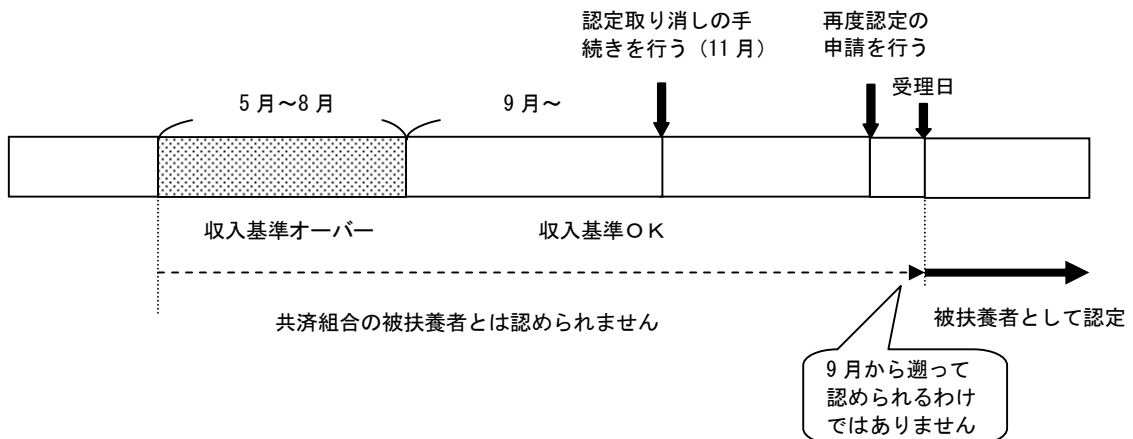
- (例) 現在、認定されている大学生
アルバイトをしているが、11月になって5~8月の収入が基準を超えていることが分かった



子 (大学生)

・4月給与	9万9千円
・5月給与	12万2千円
・6月給与	11万3千円
・7月給与	13万7千円
・8月給与	11万4千円
・9月給与	8万4千円
・10月給与	9万3千円

5~7月の平均が12万4千円のため、5月1日から被扶養者として認められません。また、それを11月5日に申告した場合、9、10月は要件を満たしていますが、9、10月も認められない状態が続いていることになります。



(5) 雇用保険法に基づく各種給付（失業給付等）について

雇用保険法に基づく各種給付（失業等給付の基本手当、傷病手当、育児休業給付金等）を受給する場合は、日額の収入限度額（日額 3,561 円以下）を満たす必要があります。

なお、雇用保険のうち失業等給付については、就労の意思がある場合に労働者の生活および雇用の安定を図るために国から支給されるものですので、受給中は基本的には被扶養者として認められません。受給しない場合や給付制限期間中、延長期間中の場合、受給権がなくなったわけではないので、扶養に入れる申告をする場合、「雇用保険受給に関する申立書」および次の書類を提出していただきます。

また、当共済組合では、適宜、雇用保険の受給状況の確認をしています。万一、すでに収入限度額を超える基本手当等を受給していた場合には、受給開始日まで遡って扶養を取り消すこととなりますので、注意してください。受給終了後、無職無収入または限度額内収入である場合は、再度手続きが必要になります。

必要な添付書類

(申立書および 1～3 のいずれかの項目の書類が必要になります)

◎雇用保険受給に関する申立書

1 「受給しません」
に○をした場合

資格喪失確認通知書または
離職票 1・2 の写し
◆ハローワークで受給を放棄したことを証明してもらってください。

受給しない場合は資格喪失確認通知書が発行されます。離職票は本来、雇用保険を受給する場合に勤め先またはハローワークから発行されるものですが、もし、離職票が発行されている場合は、ハローワークで受給を放棄したことを証明してもらった離職票の写しを提出してください。ハローワークに持参すると「法第 4 条不該当」の印を押してもらえます。

2 「支給制限後、受給します」
に○をした場合

a ハローワークですでに求職の申し込みをした場合
⇒雇用保険受給資格者証の写し
(離職票 1・2 の写しがある場合は併せて提出してください)

b まだ申し込み手続きをしていない場合
⇒離職票 1・2 の写し

求職の申し込みが済んでいない場合は、後日ハローワークで手続きをしたら a の書類を提出してください。受給開始後、収入限度額を超える場合は、速やかに扶養から外れる手続きをしてください。

3 「延長します」
に○をした場合

a 延長手続きを行った場合
⇒①離職票 1・2 の写し
②受給期間給付（延長）
通知書の写し

b まだ手続きをしていない場合
⇒離職票 1・2 の写し

延長手続きが済んでいない場合は、後日、②を提出してください。受給開始後、収入限度額を超える場合は速やかに扶養から外れる手続きをしてください。

※ 認定後も雇用保険関係の書類の提出を求められることがありますので、紛失しないよう保管しておいてください。

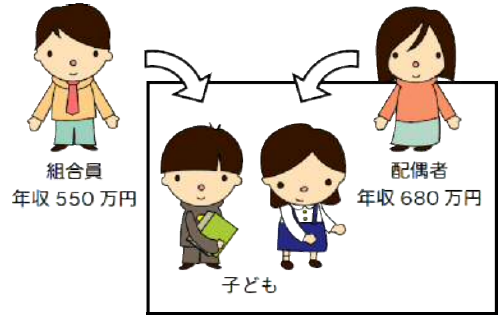
(6) 夫婦共同扶養について

共に収入のある夫婦で子どもを扶養している場合を、夫婦共同扶養といいます。

共済組合では、どちらが子どもの主たる扶養義務者であるかを定めますが、その判断基準は、原則として収入の多い方です。世帯主であるから等の理由は認められません。

収入については、特に大幅に変動していない場合、前年の源泉徴収票（自営業者やその他の収入がある方は確定申告書）で判断します。ただし、転職や新規採用、休職などの明らかな理由で、収入が大幅に変動している場合は、収入が変動してから現在までの給与明細などから、収入見込みを算出して判断します。

例) 配偶者の収入が組合員の収入よりも多い場合



配偶者の収入が組合員の収入よりも多いので、子どもの主たる扶養義務者は配偶者となり、組合員の被扶養者とは認められません。

育児休業を取得する場合は

組合員が育児休業を取得する場合、育児休業期間中は収入が減ります。それにより、配偶者の収入の方が多くなる場合は、配偶者が主たる扶養義務者となります。

育児休業終了後、組合員の収入の方が明らかに多くなり、扶養の申告があった場合は、復帰後の給与明細をもとに収入比較を行います。



- ・ 育児取得前までは、組合員の収入のほうが多いため、組合員が主たる扶養義務者
- ・ 育児取得期間は配偶者の収入のほうが多いため、配偶者が主たる扶養義務者

(7) 被扶養者が組合員と別居している場合

共済組合の被扶養者として認定されるには、「組合員と同一世帯に属すること」が前提です。組合員と被扶養者が離れて生活している場合、組合員からの仕送り（送金）によって生活が維持されている（生活費の大半が職員の送金による）ことが被扶養者の資格を有する条件となります。そのため、子どもが遠方の大学に進学する等、別居の家族を扶養する場合には、上記の基準のほかに、下表①～⑤すべての要件を満たす必要があります。

なお、二世帯住宅や住民票上世帯分離をしている家族は別居扱いとなります。

①	別居者の収入年額と組合員からの送金年額の合計が一人当たり 130 万円以上であること。 ただし、組合員からの送金額が別居者の収入を上回ること。
②	金融機関を経由して毎月定期的に別居者一人につき最低 54,000 円以上、送金が行われていること。 送金方法については、「公的第三者によって証明できる方法」しか認められません。 ※ 手渡しや、組合員が通帳で入金し、子どもが同一口座のカードで出金するような方法は一切認められません。「だれが」「だれに」「いつ」「いくら」送金したかが確認できる証明が必要です。
③	組合員の収入年額から別居者への送金年額合計を引いた額が 130 万円以上であること。 ※ 認定を得るために必要以上の送金をしているだけと判断する場合には、認定できません。
④	組合員および同居している被扶養者の一人当たりの生計維持費が別居している被扶養者の一人当たりの生計維持費より多いこと。 ※ 認定を得るために必要以上の送金をしているだけと判断する場合には、認定できません。
⑤	別居者に組合員以外の扶養義務者がいるときは、その者に扶養されていないこと。 ※ 別居者が扶養能力を有する扶養義務者と同居している場合は認められません。

組合員の子どもが高校や大学等（夜間や通信制を除く）に通っており、組合員がその学費や家賃を支払っている場合は、その額も送金額に算入することができます。

⚠ ①～⑤の要件をすべて満たしている場合でも、生計の実態や家族構成等を勘案し、社会通念上妥当性を欠くと認められる場合には、認定とならない場合があります。

6 扶養の認定を希望する場合の手続きについて

事由発生後（P9）、必要な添付書類（P10）をそろえ、速やかに職員情報システムから「扶養親族届」で申告をしてください（事由発生日から30日以内に添付書類（原本）も含め、すべてを共済組合が受理する必要があります）。この「扶養親族届」は、共済組合（健康保険）の扶養申告のほか、扶養手当や所得税の扶養控除に関する申請も含まれます。

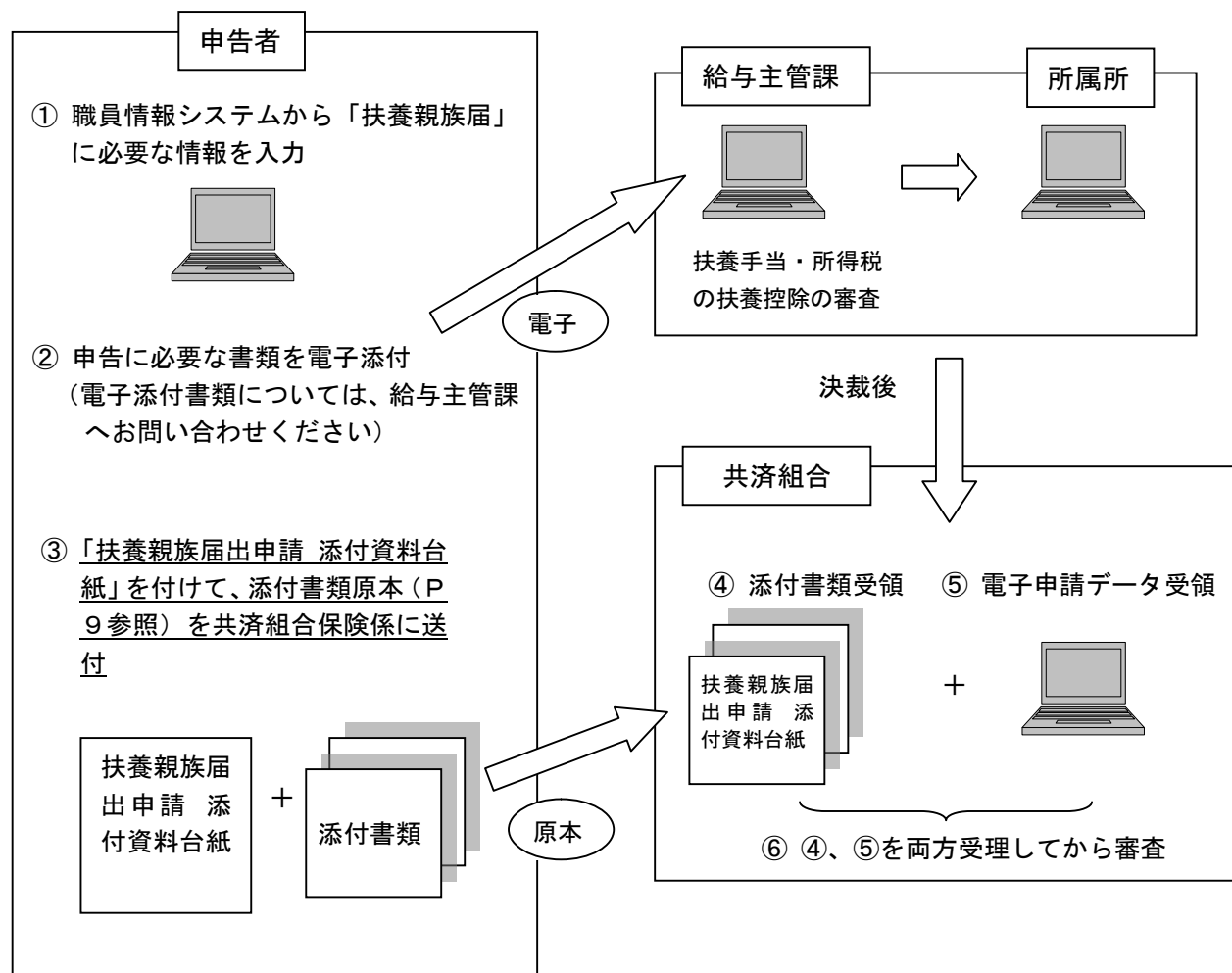
なお、扶養手当については事由発生日から15日以内に給与主管課で申告を受理する必要がありますので、注意してください。

給与主管課では、電子ファイルで審査を行うため、届けに必要な書類を電子添付することになっていますが、共済組合では電子決裁に対応していません（給与主管課での扶養手当・所得税の控除の可否決定後、申告書のデータのみを受け取るシステムになっています）。

そのため、共済組合の扶養申告に必要な添付書類については、「扶養親族届出申請 添付資料台紙」（電子申請時に、添付書類の欄で「電子ファイル/紙」を選択すると、回議する際、印刷画面が開きます）を付けて、添付書類（原本）を共済組合保険係に逕送便等で送付してください。

なお、市長事務部局以外の所属所では別の運用を行っている場合もあります。

申告の流れ



※ 電子申請時に「扶養親族届出申請 添付資料台紙」を印刷し忘れた場合は、庁内ホームページ（共済課）からダウンロードできます。

7 扶養の認定を取り消す場合の手続きについて

6の場合と同様に、事由発生後、必要な添付書類をそろえ（P 11）、速やかに職員情報システムから「扶養親族届」で申告をしてください。添付書類とともに、組合員被扶養者証を必ず返却してください。

資格喪失日以後に、組合員被扶養者証を使用して医療機関等を受診した場合は、後日、共済組合が負担した分（7割または8割）の医療費等について、組合員に返還請求します。

◆ 事由発生日とは？

事由発生日とは、「扶養されなければならない事実が発生した日」です。家族を共済組合の扶養に入れる場合や扶養から外す場合、この事由発生日が起点となります。

扶養に入れる場合、事由発生日から 30日以内に、電子申請および添付書類（原本）を共済組合が受理している必要があります。ただし、30日を経過して共済組合が受理した場合は、受理日が認定日になります。

扶養から外れる場合については、届け出の日に関係なく、事由発生日が資格喪失日となります。

<間違いやすい事例>

● 認定の場合（扶養に入れる場合）

・退職した

基本は退職日の翌日が事由発生日となります。ただし、事由発生日から30日を経過して共済組合が申告等を受理した場合は受理日からの認定となります。

例) 3月31日に退職したが、申告が遅れて、5月10日に共済組合で受理した。

⇒5月10日からの認定

・結婚した

基本は「入籍日」（戸籍全部事項証明で確認）ですが、同居を開始した日が入籍日より後の場合、送金等の要件を満たさない限り、住民票上の同居日（住民票で確認）が事由発生日となります。

例) 7月3日に入籍し、8月10日から同居を開始した。

⇒8月10日が事由発生日

・雇用保険の受給が終了した

「最後の支給期間の最終日の翌日」が事由発生日となります。失業認定日（ハローワークで処理した日）ではありません。

例) 最後の支給期間が4月28日から5月23日で、5月26日にハローワークで処理した。

⇒5月24日が事由発生日

・収入が減った

勤務条件の変更を伴わない場合は、認定前3か月とも基準を満たしていることが必要です。

また、認定直後の収入が基準を超過した場合は、認定日までさかのぼって取り消しとなります。

● 取り消しの場合（扶養から外す場合）

・就職した

基本は就職した日です。就職先で社会保険に加入した日が必ずしも事由発生日ではありません。

例) アルバイトをしていた会社で9月1日に会社の社会保険に加入したが、4月から月収が収入の基準を超えている。

⇒4月1日が事由発生日（社会保険加入日ではありません）

・離婚した

基本は「離婚日」（戸籍全部事項証明等で確認）ですが、別居開始日が離婚日より前の場合は、「別居日」（住民票または住民票除票で確認）が事由発生日となります。ただし、送金等、別居での扶養要件を満たしていれば、離婚日となります。

例) 8月20日に離婚したが、同年2月1日から別居（送金はしていない）。

⇒2月1日が事由発生日

・雇用保険の受給を開始した

「最初の支給期間の初日」が事由発生日となります。失業認定日（ハローワークで処理した日）ではありません。

例) 最初の支給期間が6月28日から7月25日で、7月26日にハローワークで処理した。

⇒6月28日が事由発生日

●扶養に入れる場合の添付書類 (一覧)

添付書類 (原本) を共済組合保険係に送付してください (P●●参照)。

○…必ず提出
△…該当する場合は必ず提出

「扶養親族申立書」
「扶養手当不支給証明」
「雇用保険受給に関する申立書」
「別居扶養親族の生計維持に関する申立書」
は庁内ホームページ (労務課) からダウンロードできます。

	扶養親族申立書 (1・2)	(認 定 対 象 者 の 世 帯 全 員 の 住 民 票 (統 柄 記 載 ・ 発 行 日 か ら 3 か 月 以 内))	戸籍全部事項証明書・除籍謄本・改製原戸籍 (発行日から3か月以内)	住民税課税・非課税証明書	健康保険資格喪失証明書または国保証の写し	(直 近 3 か 月 分 の 収 入 が わ か る も の (就 労 し て い る 場 合 、 給 与 明 細 書) の 写 し	(年 金 受 給 者 (※ 1))	源泉徴収票の写し (退職日が記載されているもの)	配偶者の育児休業期間の分かるもの	組合員および配偶者の源泉徴収票の写しおよび扶養手当不支給証明	雇用保険受給に関する申立書	雇用保険離職票または資格喪失確認通知書の写し	雇用保険受給資格者証 (表裏) の写し	在学証明書 (発行日から3か月以内)	別居	
															別居扶養親族の生計維持に関する申立書	送金確認書類 (預金通帳・金融機関受領印押印) 済の口座振替依頼書・利用明細) (※2)
婚姻	○	○	○	○	○	△※1	△	△				△	△	△	○	○
配偶者 退職	○	○	△※2	○	○	△※1	△	○			○	○	△		○	○
就労 (収入限度額内)	○	○	△※2	○	○	○※1	△								○	○
雇用保険受給終了後	○	○	△※2	○	○	△※1	△							○	○	○

※1 自営業者および不動産・利子・配当等の収入がある場合は、確定申告書および収支内訳書の写しが必要です。

※2 事実婚の場合は、組合員および配偶者双方の戸籍謄本も必要です。

実子・養子	出生																
		組合員の配偶者が被扶養者		○													○
	" 被扶養者でない		○							○※3	○※4					○	○
	義務教育年齢以下	○	○			○	△							△※4		○	○
	義務教育終了後	学生・生徒 (18歳未満。18歳の高校生も含む)	○	○			○	△						△※4		○	○
学生 (18歳以上)		○	○			○	○	△	△					△※4		○	○

※3 書類を揃えるのに時間を要する場合は、提出書類に配偶者の育児休業期間を明記して提出してください。(その場合は、認定後の提出で構いません)

※4 配偶者が組合員の被扶養者でない (夫婦共働き等) 場合、組合員および配偶者双方の源泉徴収票等の写しが必要です。収入比較を行い、主たる扶養義務者の確認を行います。また、配偶者がいない場合は、そのことを確認できる書類 (戸籍謄本等) が必要です。

実父母・養父母	同居																		
		無職	○※5	○	○※6	○	○			△						△※7			
	退職	○※5	○	○※6	○	○	△	△	○					△※7	○	○	△		
	就労 (収入限度額内)	○※5	○	○※6	○	○	○	△						△※7					
	別居	無職	○※5	○	○※6	○	○		△					△※7.8			○	○	
		退職	○※5	○	○※6	○	○	△	△	○				△※7.8	○	○	△	○	○
		就労 (収入限度額内)	○※5	○	○※6	○	○	○	△					△※7.8				○	○

※5 実父母・養父母を扶養に入れる場合「扶養親族申立書」に扶養しなければならなくなった理由、家計状況、資産、これまでの経過等について詳しく記入してください。また、実父母・養父母を扶養する場合で申告する組合員以外に同親等以上の扶養義務者がいる場合、同居・別居にかかわらず扶養親族申立書1・2の記載および扶養手当不支給証明が必要です。

※6 戸籍全部事項証明書・除籍謄本・改製原戸籍については、組合員の兄弟・姉妹の有無、認定対象者の配偶者の有無を確認します。状況によって提出書類が異なり、複数種類必要になる場合もありますが、主たる扶養義務者を確認するのに必要となります。

※7 組合員の兄弟等がいる場合は、扶養親族申立書1・2の記載、扶養手当不支給証明、組合員および同居している兄弟等の源泉徴収票の写し等が必要です。同親等である兄弟等で収入比較を行い、また兄弟等が扶養手当を受給していないことを確認します。

※8 別居の実父母・養父母を扶養する場合、扶養能力のある組合員の兄弟等が父母と同居している場合は認められません。主たる扶養義務者は同居している兄弟等になります。なお、父母と別居している組合員の兄弟等がいる場合は、扶養親族申立書1・2の記載、組合員・兄弟等の源泉徴収票等の写しおよび扶養手当不支給証明が必要です。主たる扶養義務者が組合員であることの確認をします。

*1 年金には、老齢年金、退職年金のほか、遺族年金、障害年金等の非課税の公的年金 (国民・厚生・共済) および国民年金基金、厚生年金基金、企業年金、個人年金 (積立年金かなえ・そなえ等) も含まれます。

*2 別居の場合の送金確認書類は、同一口座でカードと通帳を別にしていない場合や、手渡し等は一切認められません。

<注意事項>

- 世帯の状況によって、その他の書類が必要となる場合があります。
- 18歳以上で学生・障害・病气等、特段の理由がない方については、基本的に被扶養者として認められません。扶養しなければならない事情を確認できる書類 (学生⇒在学証明書、障害⇒障害者手帳等、病气⇒医師の診断書) の提出が必要です。

●扶養から外す場合の添付書類 (一覧)

添付書類 (原本) を共済組合保険係に送付してください (P●●参照)。
※ 組合員被扶養者証も併せて返却してください。

○…必ず提出
△…該当する場合は必ず提出

	就職先の健康保険証の写し	就職証明書の写し (採用日記載)	給与明細書の写し	雇用契約書の写し	申立書	雇用保険受給資格者証 (表裏) の写し (受給開始日記載)	育児休業承認通知書の写し	組合員および配偶者の源泉徴収票の写し	戸籍全部事項証明書 (発行日から3か月以内)	同居していた住所における世帯全員の住民票除票・発行日から3か月以内)	死亡日の分かるもの (死亡届の写し・除票など)	別居
												送金確認書類 (預金通帳・振替依頼書・金融機関)
就職	○または○	△										△
収入超過			○※1	△※2								△
雇用保険受給開始						○						△
申立てで外す場合		△	△		○※3							△
組合員の育児休業取得による扶養者の変更							○					△
配偶者の収入が高くなり、扶養者を変更								○				△
離婚									○	○※4		△
死亡											○※5	

※1 例) 8月給与が超過した場合・・・5月以降の給与明細書を提出

※2 同じ就労先で雇用形態等が変更になったことにより、収入が超過する場合に必要です。(雇用形態が変わった日付の確認をします)

※3 扶養から外す場合の申立書は任意のフォーマットになります。(特に様式はありません)

「対象者氏名、喪失日、喪失理由、組合員所属名、組合員氏名」を明記し、組合員が必ず自署・押印してください。

※4 別居開始日を確認します。別居開始日が離婚日より前の場合、別居日が事由発生日となります。

※5 死亡日を確認します。死亡日の翌日が事由発生日となります。

★よくあるケースQ&A (それぞれのケースごとに追加書類を求める場合があります。)

Q 1 出生した子どもを扶養に入れたいのですが？

A 1 配偶者が組合員の被扶養者であるかどうかで提出書類が変わります。

夫婦共同扶養の考え方についてP7をご覧ください。

<配偶者が被扶養者である場合>

- ・認定対象者の世帯全員分の住民票

<配偶者が被扶養者でない場合>

- ・認定対象者の世帯全員分の住民票
- ・組合員および配偶者の源泉徴収票の写し
- ・配偶者の勤務先が発行する扶養手当不支給証明書
- ・配偶者の育児休業取得期間の分かるもの

Q 2 退職した配偶者を扶養に入れたい。雇用保険は受給予定である。源泉徴収票や離職票が手元に届くまで、2週間くらいかかると言われているが、どうすればいいか？

A 2 退職が理由の場合、退職時に発生する可能性のある手当の受給の有無について確認しています。扶養親族申立書に退職の理由 (自己都合のため、出産のため等) を記入してください。退職後の就労、収入の有無についても必ず○ (マル) をつけてください。

源泉徴収票や離職票の提出に時間を要するときは、それ以外の書類をまず提出してください。その際、後日提出するものについては、その旨を扶養親族届出申請添付資料台紙の余白などに記入してください。

雇用保険については受給の有無によって、提出書類が異なります。詳しくはP6をご覧ください。

<例の場合の提出書類>

- ・扶養親族申立書（自己都合による退職など、退職理由も記入してください）
- ・配偶者の世帯全員の住民票
- ・配偶者の住民税課税・非課税証明書
- ・配偶者の前職での健康保険証資格喪失証明書または国保証の写し
- ・雇用保険受給に関する申立書
- ・雇用保険離職票の写し
- ・配偶者の源泉徴収票の写し（退職日入り）

←書類提出に時間を要する場合は、事前にご相談ください。

Q 3 育児休業より復帰して配偶者より収入が多くなったので、子ども（1歳と5歳）の扶養義務者を変更したい。

A 3 共済組合では夫婦共働き等の場合、原則として収入の多い方が主たる扶養義務者となります。

通常は、前年の源泉徴収票で判断しますが、育児休業から復帰した場合などは直近3か月の給与収入も含めて、組合員と配偶者の収入比較をしています。詳しくはP 7をご覧ください。

<例の場合の提出書類>

- ・扶養親族申立書
- ・認定対象者の世帯全員の住民票
- ・健康保険証資格喪失証明書または国保の写し
- ・組合員および配偶者の源泉徴収票の写し
- ・組合員および配偶者の直近3か月の給与明細書の写し
- ・扶養手当不支給証明

Q 4 子ども（18歳）が大学入学に伴い別居することになった。別居の申請は必要か？

A 4 必要です。被扶養者と別居した場合、職員情報システムの扶養親族届から必ず申請してください。

送金等、別居の認定要件を満たさない限り、認定を継続できません。詳しくはP 7をご覧ください。

<例の場合の提出書類>

- ・扶養親族申立書
（大学入学のためによる別居など、理由・経過を記入してください）
- ・別居する子どもの世帯全員の住民票
（住民票を異動しない場合は、賃貸契約書の写し等、住所の分かるものを併せて提出してください）
- ・別居する子どもの住民税課税・非課税証明書
- ・組合員および配偶者の源泉徴収票の写し（配偶者が被扶養者でない場合）
- ・別居する子どもの在学証明書
- ・別居扶養親族の生計維持に関する申立書
- ・送金確認書類

Q 5 別居している一人暮らしの母親（年金収入のみで、受給額は170万）を扶養に入れたい。子は自分のみである。

A 5 母親を扶養しなければならなくなった理由、家計状況、資産、これまでの経過とともに、「主として組合員の収入によって生計を維持されている」かどうかで認定可否を判断します。

組合員の収入が主な生活費であることが前提ですので、母親の年金受給額より多い金額を送金している状況が必要です。一方で、認定要件にもありますが、350万円（年金170万円+送金180万円）という金額が、社会通念上、母親が生活するのに実際に必要かどうかという状況を確認、審査し、総合的に判断します。

詳しくはP 2、3をご覧ください。

<例の場合の提出書類>

- ・扶養親族申立書（母親を扶養しなければならなくなった理由・経過を記入してください）

- ・ 母親の世帯全員の住民票
- ・ 戸籍全部事項証明書・除籍謄本・改製原戸籍（母親の配偶者の有無および組合員の兄弟・姉妹等を確認します）
- ・ 母親の住民税課税・非課税証明書
- ・ 母親の健康保険証資格喪失証明書または国保証の写し
- ・ 母親の年金証書・改定通知書・支払通知書等の写し
- ・ 別居扶養親族の生計維持に関する申立書
- ・ 送金確認書類
- ・ 扶養しなければならないことがわかるもの
（例えば、母親が健康保険の適用にならない治療を受けていて高額な費用がかかっている事情があるなど、組合員が生活面を支えなければならない事実を証明できるもの）

Q 6 子どもがアルバイトをしているが、収入限度額を超過してしまった。どのような手続きが必要か？

- A 6 収入超過となった場合、超過していることが分かった月に遡って、扶養から外す手続きが必要となります。収入超過している月も含めて前4か月分の給与明細の写しを提出していただき、事由発生日の確認をしています。

<例の場合の提出書類>

- ・ 給与明細の写し（収入超過していることが分かった月より前4か月分からのもの※）
- ※ 収入によってはさらに遡って明細をご提出いただくことがあります。

Q 7 大学を卒業したが、特に就職もしていない子どもがいる。扶養しなければならない特段の理由がないため扶養から外す手続きをしたい。どのような添付書類が必要か？

- A 7 組合員からの申立によって扶養から外すこととなります。申立書を添付してください。書式は任意です。「対象者氏名、喪失日、喪失理由（例 自立を促すためなど）、組合員所属名、組合員氏名」を明記し、組合員が自署・押印してください。

<例の場合の提出書類>

- ・ 申立書
- ・ 直近3か月分の給与明細の写し（アルバイト等をしている場合）

※ Q 1～Q 7のような事例でも、世帯の状況によってはその他の書類が必要となる場合があります。ご不明な点は、共済組合保険係までお問い合わせください。